

第七章 文化政策の深まり 文化活動の高まり

第一節 芦屋文化の特徴

一・ 阪神間モダニズム文化の拠点

モダニズム文化の形成

いわゆる阪神間は、明治末期から大正期、昭和期を通じて、阪神・阪急など電鉄会社による住宅地開発が行なわれ、発展してきた地域である。地元有力者の手による私立学校の創設や病院の建設など、生活文化圏としての基盤が早くから整備され、交通網の充実に伴って、沿線には人々の暮らしに「夢」を与えるような施設が建ち並んでいった。それらは、例えば、球場、遊園地、美術館、ホテルなどであり、独自の地域文化を創出する文化創造空間、住宅都市空間として発展していった。

本市においても、鉄道・道路・住宅開発などハード面における基盤整備のみならず、趣味・ファッション・食文化など生活文化の醸成が住宅都市・芦屋の発展をもたらし、質の高い生活文化圏を形成してきたといえる。

「阪神間モダニズム文化」と呼ばれる際の「阪神間」とは、大阪と神戸に挟まれた、六甲山を背景とする地域をさし、現在の行政区域でいえば、武庫川以西の西宮市、芦屋市、そして神戸市東部までを含めた地域をさす。

これらの地域は、明治政府が推進した近代化政策を背景に交通網の整備がなされ、主に大阪の企業家たちの別

莊・豪邸が建てられたことから、当初は住宅地というよりはむしろ、風光明媚な別荘地として発展してきた。

阪神間モダニズム文化の特徴を明らかにするには、本市の東西に隣接する大阪、神戸という二つの都市に言及しなければならぬ。江戸時代からの伝統的な上方文化を守りつつ発展してきた商都・大阪は、産業化が進み、西日本における経済活動の拠点となる。他方、神戸では、開港後、外国人居留地を舞台に貿易が開始され、多文化共生都市として独自の発展をみる。したがって、このような特徴をもつ大阪と神戸との間に位置する阪神間は、伝統と革新、日本と西洋が微妙に交錯しながら独自の都市発展を遂げ、新しいライフスタイルが築き上げられた地域であるということが出来る。時期的にみると、一九二〇年代から三〇年代にかけて、阪神間では新たに住宅地が次々に開発された。同時に、人々の暮らしのなかでしだいに西洋文化が浸透し、食文化やファッションにおける変化がみられるようになった。ゴルフやテニスなど近代スポーツも広まり、人々のライフスタイルが大きな変化を遂げていく時期でもあったといえる。

以上の点から、阪神間モダニズムとは、明治後期から大正期を経て、太平洋戦争直前の昭和十五年頃までの期間において、阪神間の人々のライフスタイルを形成し、地域の発展に影響を与えてきた文化現象であり、その後もこれを基礎にして現在に至るまで、さまざまな面でこの地域の人々の生活の特徴づけてきたものであると定義することができる。

鉄道敷設と阪神間地域の歴史的発展

本市を含めた阪神間地域の都市発展に重要な役割を果たしたのが、交通網の充実である。明治前期、急速な工業化の進展を背景に、国内におけるインフラ整備が急ピッチで進められ

る。官営鉄道（現JR）は、明治七（一八七四）年五月十一日、大阪―神戸間の路線（現JR神戸線）を開通させ、約三三キロ離れた二つの都市は、七〇分で結ばれることになった。ついで開通したのは、私鉄の阪神電気鉄道（以下、阪神電鉄と略す）である。明治三十八年、阪神電鉄は、大阪・出入橋―神戸・三宮間を九〇分で結ぶ路線（現阪神本線）を開通させ、阪神間の最も海岸寄りの平野部の町村・集落をつなぎながら走った。それについて、明治四十三年に梅田―宝塚、石橋―箕面の路線を開通させたのが、箕面有馬電気軌道（のちの阪神急行電気鉄道。以下、阪急電鉄と略す）である。大正九（一九二〇）年、大阪・梅田―神戸・上筒井間（現阪急神戸線）が開通し、阪急電鉄は、阪神間の最も北寄りの山麓を走ることとなる。これらの鉄道開発によって、阪神間には、官営鉄道・阪神・阪急の三本の鉄道が敷設され、昭和期に入ると、主要な駅を結ぶ交通アクセスがさらに充実し、阪神間における都市機能の集積が進んだ。

交通アクセスが整備されたことは、阪神間への人口集中に拍車をかけた。その要因として、隣接する大阪の住環境悪化があげられる。急速な工業化と都市化が進展しつつあった大阪では、大気汚染・騒音・水質汚濁などの深刻な公害が発生し、このような生活環境の悪化を背景に、各電鉄会社は阪神間における住宅地開発を積極的に展開した。

田園生活のすすめ 阪神間において阪神・阪急の両電鉄会社がめざした住宅開発戦略のキーワードは、「緑」、「郊外」、「健康」であった。温暖な瀬戸内海式気候に属し、緑が濃く、自然環境にも恵まれた阪神間地域は、住環境の要件を十分に満たしていた。六甲山から流れ出る中小の河川は多様な親水空間を創出し、人々の生

活に癒しや憩いを与えている。本市においても、緑豊かな六甲山系を背景に流れる芦屋川がまちの景観を形成し、市民の暮らしに潤いをもたらしている。

阪神間の地域イメージの確立には、阪神・阪急など大手電鉄会社が手がけた郊外住宅地の形成が大きく影響している。阪神間は、大阪の企業家、財界人たちの別荘地として開発されたことに端を発するが、先にふれた大阪市周辺の住環境悪化や郊外への人口流出によって、本格的な住宅地開発が行なわれるようになった。「健康な田園生活」を提唱した郊外住宅地開発は、わが国においてはきわめて早い段階で進められたものであり、澄んだ空気と清らかな水に恵まれた良好な住環境を創出・維持してきたことが、阪神間のイメージアップに大きく貢献したといえる。

本市においては、昭和四（一九二九）年、土地区画整理の認可を受けて、剣谷国有林の払い下げにより、六麓荘の住宅開発が進められた。電鉄会社による沿線住宅地開発とは異なり、六麓荘は、内藤爲三郎や森本喜太郎など大阪の富商によって開発された。「六麓荘住宅地案内」には、「地に空に不安愈々加はる近代都市生活より脱して、一家族を不衛生極まる煤煙と塵埃との中より救はんが爲、健康安住地を需めらるゝ諸賢は、是非理想の住宅地六麓荘を一度御來觀賜り・・・」とあり、住環境が悪化した大阪など大都市からの移住を提唱し、自然豊かな郊外生活を勧めている。

阪神間モダニズム文化の拠点―芦屋文化の創造

阪神間モダニズム文化の形成には、六甲山系の緑を背に広がる恵まれた自然環境、関西の財界人らが邸宅を構える契機となった別荘地開発や電鉄会社を中心となって行な

われてきた沿線住宅地開発、それに加え富商による六麓荘住宅開発、さらには、近代という時代がもたらした娯楽や近代スポーツの浸透による人々のライフスタイルの変化などが、重層的に深く関わっている。

芦屋文化の特徴についていえば、歴史的・地域の特徴をもつ阪神間地域に作家や芸術家らが移住し、文学作品、美術作品などが創出された。それらが芦屋の地域文化として表象されることによって住む人々の暮らしに影響を与え、芦屋という都市の文化性が定着・深化してきた。

また、阪神間モダニズムを規定する要因として指摘しておきたいのは、限定された「時代性」と「地域性」である。この「時代性」と「地域性」が生み出す異なった概念―伝統とモダン、保守と革新などの対立概念が交錯し、時には調和的に共存しながら、あるひとつの文化的傾向―阪神間モダニズムを創出してきた。

本市は、すでに述べたように商都・大阪と多文化共生都市・神戸に挟まれ、独自の生活文化圏を形成してきた地域である。良好な住環境、交通アクセスの良さ、歴史遺産や芸術作品にみる文化都市としての層の厚さ、これら三つの要素が複合して、クオリティの高い芦屋文化を創造し、阪神間モダニズム文化の拠点として発展してきた。

二．芦屋文化の形成

戦後の発展と文化形成

本市は時代が異なるごとに多様な歴史的特徴を刻みながら、住宅都市として発展してきた。その歴史性・地域性を認識することは、地域文化を醸成していくうえでもきわめて重要であろう。本市

が有する歴史的・地理的特質は、戦後の復興期においても引き継がれていくこととなる。

戦後まもない昭和二十六（一九五一）年三月、地方自治特別法として「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布される。この法律は第九臨時国会において自由・民主・社会の各党議員連署で、議員提出法案として提案され、前年の昭和二十五年十二月四から六日にかけて衆・参両議院で審議され、可決、成立した。昭和二十六年二月には憲法の規定に基づき、住民投票が行なわれ、住民の大多数の賛成をもって三月三日に公布された。そのなかでは、「芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与すること」が述べられており、本市のまちづくりにおける基本理念となった。こうして、恵まれた歴史的・地理的環境を基礎に、本市は住宅都市を標榜していくことになる。

さらに、昭和三十九年五月三日、「芦屋市民憲章」が制定される。その内容は、①わたくしたち芦屋市民は文化の高い教養豊かなまちをさきましよう、②わたくしたち芦屋市民は自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう、③わたくしたち芦屋市民は青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう、④わたくしたち芦屋市民は健康で明るく幸福なまちをつくりましよう、⑤わたくしたち芦屋市民は災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう、の五項目から成り立っている。

総合文化政策と阪神・淡路大震災 この特別法の理念や市民憲章の内容をベースとして、昭和四十六年十二

月には「芦屋市総合計画」が策定され、自然の美・人工の美・人間の美という「三つの美」が調和する住宅都市の建設が基本目標に掲げられ、品格と風格のあるまちづくりが進められていった。その後も、この総合計画をさらに充実・発展させるため、昭和六十一年三月には「芦屋市新総合計画」が策定され、国際文化住宅都市としての芦屋をさらに充実させるための積極的な取り組みがなされてきた。

しかし、そのような取り組みのさなか、平成七（一九九五）年一月十七日未明におこった阪神・淡路大震災によって本市は甚大な被害を受け、築き上げてきたまちの財産が一瞬にして失われることとなった。震災は、隣接する神戸市と同様、山と海に挟まれた美しい芦屋のまちを直撃し、多数の尊い市民の生命を奪い、住宅や公共施設に壊滅的な被害を与えた。未曾有の震災から半年後、震災の傷が未だ癒えぬなか、平成七年七月、快適で安心なまちづくりを目標として「芦屋市震災復興計画」が策定され、本市は本格的な復旧・復興に取り組むこととなった。

その後、本市では持続可能な成熟都市をめざすとともに、震災の教訓をふまえ、将来に向けたさまざまな地域課題に対応するため、「第三次芦屋市総合計画」を平成十三年に策定した。五年の計画期間が終了し、折り返し点である平成十八年三月、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画をまちづくりに反映するため、基本計画の見直しを行ない、「第三次芦屋市総合計画」の後期基本計画を策定した。後期基本計画において、その基本構想である、まちづくりの目標の一つにあげられているのが「人と文化を育てるまちづくり」である。市民の手による芦屋文化の醸成・創生への支援や、各種団体間のネットワーク構築など、

行政が地域活動と連携して市民文化の育成を図り、芦屋文化を醸成させていくことがめざされている（総合計画については第三節で詳述）。

第二節 文化施設の充実

一・文化施設の開館相次ぐ

市民文化の育成 一九七〇年代の十年間は、本市における社会教育施設の建設が財政難のなか、着々と整備され、八十年代の発展を期した基盤づくりが行なわれた時期であった。既に述べたように、本市では昭和四十七年、「芦屋市総合計画」を策定した。この「基本構想」第一章にうたわれた「豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち」のねらいは、物質的豊かさだけを追求するのではなく、優れた自然環境に恵まれた芦屋という地で市民が連携し、まちを愛し、新しいコミュニティの構築をめざして、人間的な豊かさを深めていくとするところにある。こうした基本構想を受けて、本市の社会教育行政においては、市民の生活文化・社会性の向上を目標としてさまざまな施策を実施してきた。「市民一人ひとりがまちの文化を創り出していく」という観点から、本市では、早くから「市民文化の育成」を目標に、施策を展開してきた。

その施策の方向性としては、①先人の残した数々の文化遺産を守り、継承していくこと、②現在のわれわれが

主体的な文化活動を進めること、の二つがあげられる。地域の文化遺産を「保存・継承」することと、そして、地域から「新しい文化を発信」すること―この二つの文化活動を市民文化育成の柱として、本市では、昭和四十年代以降、数々の文化施設の整備・拡充を進めてきた。

二：市民センター

ルナ・ホールの開館

本市では、教育・文化に対する市民の関心や熱意が強く、さまざまな文化施設の充実
は、地域文化・市民文化の醸成に重要な役割を果たしてきた。本市の社会教育活動の中核である公民館は、昭和



7-1 ルナ・ホール

二十八（一九五三）年四月一日、川西町にある教育委員会事務局内に設置・開館された。その後、昭和二十九年三月一日、市立図書館が打出小槌町に移転したあとを受け、前田町の仏教会館三階に移転した。その後、第一期工事として、昭和三十八年十一月に市民会館（三階建て）が完成すると、公民館はここに併置されることとなった。その後、第二期工事として市民会館の四階が増築（昭和四十三年七月完成）され、さらに第三期工事として昭和四十五年二月、市民会館大ホール（愛称「ルナ・ホール」）が完成した（7・1）。昭和五十年四月には、公民館、福祉会館、老人福祉会館の三施設が入る別館が完成し、これらの文化施設は「市民センター」として統合される

(単位：件)

区分	昭和55年度	昭和60年度	平成元年度	平成6年度	平成10年度	平成15年度	平成19年度	
市民会館	本館	4614	5207	5578	5322	5476	7031	7155
	大ホール	423	456	539	511	444	465	528
	小ホール	363	556	562	465	561	629	536

7-3 市民会館の利用状況 (資料)「市事務報告書」

きく寄与している。なかでも、世代を超えて楽しめる「ルナ・ホール名画鑑賞会」は多数の入場者を集め、また、「芦屋市民文化祭」(文化振興財団に移管後は「市民ステージ・市民ギャラリー」に名称変更)では、舞踊やコンサート会場としての役割だけではなく、書道・華道・茶道、そのほかの文化活動を市民が発表・展示する「場」としての機能も果たしてきた。

「市民ステージ・市民ギャラリー」を含む多くのルナ・ホール事業は平成十七年度文化振興財団解散後再び市の主催事業として継続実施されている。

三、新図書館の開館

新図書館構想 昭和二十四(一九四九)年五月、前田町に開館した市立図書館は、昭和二十九年二月、打出小槌町三番地に移転した。その後、利用者数・蔵書冊数もしいに増加するなかで、書庫・開架室・閲覧室ともにその収容能力が限界に近づき、昭和五十年代に入ると図書館内だけで蔵書を収容することが困難な状況になった。そこで、こうした状況を打開するために、新館建設の要望が高まってきた。その背景には、市民の文化施設充実への熱望や読書意欲の高まりがある。新館建設の要望が高まるなか、昭和五十五年五月十日、「芦屋市にふさわしい図書館活動は如何にあるべきか」について、館長から芦屋市

立図書館協議会に諮問があり、全体協議会、小委員会、先進地図書館調査を経て、昭和五十六年三月十二日、「芦屋市における図書館システムと図書館奉仕について」、「図書館活動の現状と問題点」、「システムにおける中央図書館の基本構想」の三点において、それぞれ答申を受けた。その結果昭和五十八年七月には建設準備委員会が開催され、翌昭和五十九年十一月、同委員会は市長と教育長に対し、新図書館建設に関する報告を行なった。この動きは、昭和六十一年三月に策定された「芦屋市新総合計画」のなかの基本構想においても継承されている。図書館は市民文化の発展と生涯学習の推進に向けて中核的機能施設として位置づけられ、移転新築などでその充実を図ることが明記された。

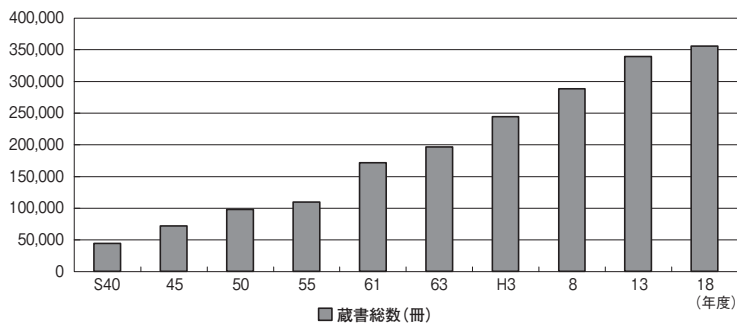


74 市立図書館

新図書館の開館

建設準備委員会の発足から約四年後の昭和六十二年

七月八日、総工費およそ一〇億三〇〇〇万円をかけた新館が伊勢町に開館し（7・4）、平成二（一九九〇）年十二月には打出分室が開室、翌平成三年六月には大原分室が開室した。新図書館開館の翌年には蔵書数は約一九万六〇〇〇冊、利用者数は約一三万九〇〇〇人、利用冊数は四二万冊を超え、新図書館開設直前の昭和六十一年度と比較すると、蔵書総数は一・一五倍、利用者数は一・六九倍、また利用冊数は一・七七倍となり、利用者数・利用冊数が大幅に増加した。また、打出・大原両分室が開室した後の平成三年度の蔵書総数は約二四万四〇〇〇冊、利用者数は約一七万一七〇〇



7-5 市立図書館の蔵書総数推移 (資料)「市統計書」

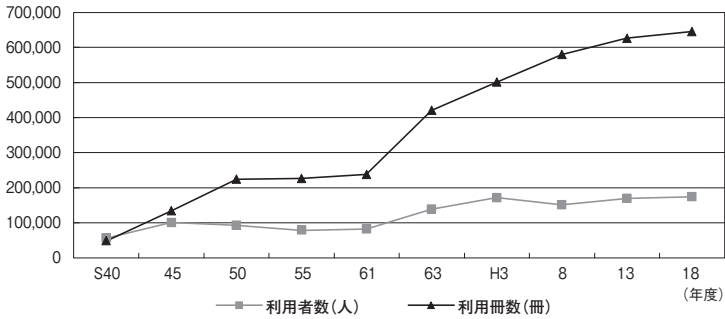
人、利用冊数は約五〇万二〇〇〇冊となり、蔵書総数・利用者数・利用冊数ともに、年を経ること順調に推移している。平成十八年度の蔵書総数は約三五万五〇〇〇冊、利用者数は約一七万三七〇〇人、利用冊数は約六四万五〇〇〇冊である(7・5・7・6)。

阪神・淡路大震災後の復興

平成七年一月に発生した阪神・淡路大震

災により、開架室・書庫などをはじめとする施設は大きな被害を受けた。

地震発生当日の午後五時には、災害対策本部から避難所に指定され、震災四日目の二十一日には、図書館本館に一一六人の避難者が入居し、三月七日まで臨時休館を余儀なくされた。打出分室については打出教育文化センターの損傷が激しく、修復に相当の時間を要するため、平成七年度中の休室が決定された。また被災をまぬがれた大原分室は、併設の集会所が避難所となったため、避難所が閉鎖された後の六月一日に再開した。震災後は地元を離れた市民も多く、図書館の利用者数は一時停滞したが、平成十年度になり、ようやく回復し始めた。平成九年七月には新図書館開館十周年を迎え、パソコンによる図書検索サービスが開始され、自宅から蔵書検索をすることも可能になった。



7-6 市立図書館の利用者数および利用冊数 (資料)「市統計書」

図書館が市民から親しまれ、その機能を十分に発揮するためには、市民をはじめとする多くの支援がかかせない。これまでも「荻屋点字友の会」による点字図書作成、「あし笛」による録音図書作成、「ムギの会」、「グループ・メルヘン」による図書館行事「おはなしの会・絵本の会」への協力など、ボランティアグループの支援を受けながら、図書館は機能を発揮してきた。今後も図書館がその社会的・文化的機能を果たしていくためには、こうしたボランティアグループによる一層の協力が求められる。震災後は新たに「図書館友の会」が発足し、ミニギャラリーを設けたり、コンサートを開催したりするなど、さまざまな新しい活動が生まれ、魅力ある図書館をめざしている。

四 谷崎潤一郎記念館

谷崎潤一郎と記念館建設

谷崎潤一郎は、明治十九(一八八六)年、東京日本橋に生まれた。二五歳で『刺青』を発表して以来、明治から昭和にかけて『痴人の愛』、『卍』、『春琴抄』、『細雪』などの小説や随筆『陰翳礼讃』、『倚松庵随筆』など、数々の名作を残している。谷崎が関西に移住し

たのは大正十二（一九二三）年に起こった関東大震災が契機であり、本市に居住したのは昭和九（一九三四）年三月から、住吉村反高林に転居する昭和十一年十一月までの二年八か月ほどであった。

温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、モダンで自由な気風に包まれた芦屋のまちは、谷崎の創作活動に大きな影響を与えたと考えられる。大阪に代表される上方文化の伝統・格式と、外国文化の影響を色濃く受けて発展しつつあった神戸のハイカラ文化に挟まれた芦屋への転居は、谷崎の創作活動に新たな刺激を与え、その黄金時代を象徴する数多くの作品を創出することにつながったといえる。

このような本市にゆかりの深い谷崎潤一郎の業績をしのび、また市民がその文学作品に親しめるよう、昭和六十三年十月、谷崎潤一郎記念館が建設され開館した。この記念館建設の発端となったのは、打出小槌町にあった旧図書館の老朽化に伴う新図書館建設構想である。そのなかで「谷崎潤一郎『細雪』資料室」を開設しようという計画が検討されていたが、独立した記念館の開設を望む市民の声が高まり、資料・遺品を寄贈したいという松子夫人の意向もあって、独立した記念館の建設計画が立案された。

記念館は、伊勢町に昭和六十二年三月に完成した（7・7）。記念館の管理運営については、財団法人芦屋市文化振興財団（昭和六十三年十月七日設立）に委託していたが、平成十八年度から指定管理者制度が導入されてい



7-7 谷崎潤一郎記念館

る。

市民文化の拠点をめざして

本施設では、谷崎潤一郎の遺族や収集家から寄贈された資料を中心に原稿・書簡・書籍・日用品などが展示され、その生涯と作品を知ることができる。また、優れた文学作品を基盤として、市民文化の向上・発展を図るという方針が掲げられているが、文学研究のみならず、阪神間モダニズムを理解するうえでも、本施設は貴重な施設であるといえる。

企画展示として、「谷崎潤一郎『細雪』そして芥屋」(昭和六十三年)、「谷崎潤一郎・阪神間の足跡」(昭和六十三年)、「谷崎潤一郎と『源氏物語』の世界」(平成元年)、「芥屋の谷崎潤一郎と富田碎花」(平成二年)などがあり、文豪・谷崎と阪神間、芥屋文化をつなぐ魅力ある企画として、大きな反響を呼んだ。

五. 富田碎花旧居

富田碎花は、大正十年から昭和五十九年十月十七日九十三歳で長逝するまで本市に居住した。昭和六十年、蔵書・研究資料が本市に寄贈されるとともに、旧家を譲り受け、保存整備を行ない水・日曜日に一般公開している。平成二年に碎花生誕百年を記念し「富田碎花賞」が制定された(第三節二. 富田碎花賞の制定参照)。

六. 市立美術博物館

設立の背景と経緯

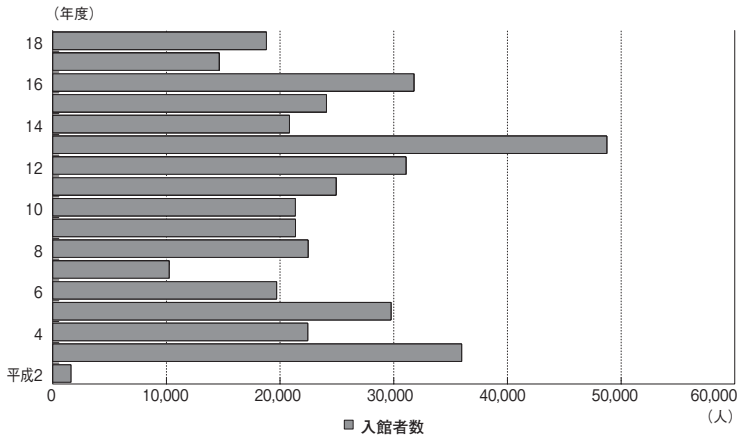
平成三(一九九二)年三月、市制施行五十年を記念して、伊勢町に市立美術博物館が開



7-8 市立美術博物館

館した(7・8)。本施設は、美術部門と歴史部門を併せた複合施設として開設されたが、その基本方針は次のとおりである。美術部門においては、小出楢重、吉原治良ら「具体美術協会」の作家など、芦屋ゆかりの美術家の作品紹介・展示、さらに、本市を拠点に「新興写真運動」を広めた写真家・中山岩太、ハナヤ勲兵衛らの作品紹介・展示である。また、歴史部門においては、芦屋独自の地域性をもった文化財・遺跡・史跡などの文化遺産を中心とした資料収集・調査とその展示・公開が基本方針に盛り込まれている。

この美術博物館開設の原動力となったのは、市民の声である。昭和三十年代、本市を中心に活躍した画家・吉原治良を中心に、いわゆる「具体」美術家たちの活動が活発になり、芦屋に美術館をという声が市民の声として高まってきたのがそのはじまりである。それらの声を反映し、昭和五十七(一九八二)年「芦屋市文化行政研究委員会研究結果報告書」に開設の必要性がとりあげられ、昭和五十九年の図書館建設準備委員会報告書において、文化ゾーン形成のための施設として検討がなされた。さらに、昭和六十年には「芦屋市文化行政懇話会」において提言がされ、美術博物館建設は、昭和六十一年の芦屋市新総合計画のなかに位置づけられることとなった。同年七月には、美術館建設構想策定懇話会が設置され、基本設計を経て、平成元年には実施設計が完了、同年十月、総工費約一六億九〇〇万円をかけて着工された。



7-9 市立美術博物館入館者数の推移

(資料) 「教育委員会五十周年記念誌」「市事務報告書」

注:平成13(2001)年度の入館者数が突出しているのは、「奈良美智展」(平成14年1月19日～3月31日)開催によるものである。

なお、開館以来の入館者数は7・9のとおりである。

運営の基本方針 本施設は平成三年三月の開館以来、多くの事業を展開してきた。平成十四年に定められた本施設の運営基本方針では、「市民に親しまれ、開かれた館として美に対する感覚を養い、生活のなかに潤いと心の豊かさを育み、心のオアシスとして市民とともに成長し発展していく」事業展開がうたわれている。本施設では、常設展・特別展(企画展)の充実、美術品などの収集、民間活力の積極的な導入などをあげて文化・芸術活動に取り組んできた。しかし、平成七年一月の阪神・淡路大震災の復旧・復興のための公費負担が重くのしかかり、本市は平成十五年十月、行政改革実施計画を策定し、行政改革に取り組むことになった。そのなかで、本施設も平成十八年度までに民間に委託するか、委託先がみつからない場合は休館もやむをえないという方針が打ち出された。これに対して市内在住の映画監督大森一樹

は、平成十五年十二月「美術博物館のこれからの話し合いを求める請願書」を市議会に提出、全会一致で採択された。これをうけて翌平成十六年、市民の間で本館のあり方を検討するため「芦屋市立美術博物館を考えるワーキンググループ」が設立され、三回（同年二月～四月）にわたってさまざまな角度から意見交換が行なわれた。みずからのアイデンティティを示すために歴史博物館としての機能は不可欠であること、本施設で行なわれてきた「具体美術」、「童美展」、「芦屋市展」などは本市の貴重な共有財産であること、運営面では民間企業などのパートナーシップも検討する必要があることなどが話し合われた。

開館以来、財団法人芦屋市文化振興財団が管理運営にあたってきたが、平成十八年三月末の同財団の解散後は、市の直営となり、一部の業務が委託されている。

美術博物館はその名の示すとおり、美術品の収集・展示、美術活動への支援の場としての美術館としての機能と、文化的資料・民俗的資料の収集・保存・公開を目的とする博物館としての機能をあわせもつところに大きな特色がある。

二つの柱 小出楯重と「具体」 本施設では、芦屋ゆかりの美術家を中心に近・現代の美術家の作品が収集されているが、特に小出楯重を中心として彼の影響を受けた作家の作品と、吉原治良をリーダーとする「具体美術協会」を舞台に活躍した作家の作品の二つを柱としている。

小出楯重（一八八七・一九三二）は大阪に生まれ、はじめは東京美術学校日本画科に学んだが、西洋画科に移り大正三（一九一四）年卒業、大正八年第六回二科展で「楞牛賞」を獲得し、画壇にデビューした。三八歳の時に武

庫郡精道村平田（現川西町）に移り住み、昭和六年、四三歳で亡くなるまで芦屋文化の土壌を築いた画家の一人である。小出は「裸婦の楯重」と呼ばれ、数多くの裸婦を描いたことで知られるが、その作品の多くは芦屋時代に描かれたものである。

吉原治良（一九〇五・一九七二）は大阪に生まれ、大阪府立北野中学校に進んだ後、私立関西学院高等商業学部に入學し、大正十三（一九二四）年、芦屋に移り住んだ。戦前から独創的な抽象絵画作品を創作し、関西における前衛美術家たちのリーダー的存在であった。昭和二十九（一九五四）年、彼によって本市に「具体美術協会」が結成された。「具体美術協会」に集まった当時の若手美術家たちは前衛的な作品を次々に生み出した。芦屋公園で行なわれた「具体」グループの野外展では、松林の風景と一体化した作品や激しい身体表現による作品など、それまでの絵画・彫刻の範疇には収まりきれない作品が出品された。彼らの活動は海外でも高く評価され、吉原が亡くなる昭和四十七年まで、その活動は続き、「具体」が芦屋という風土のなかで確立し、世界に発信されたことになる。

日本の近代絵画に大きな足跡を残した小出楯重や吉原治良など具体美術協会会員の作品を回顧するために、本施設ではまず開館記念特別展として平成三（一九九一）年度、「小出楯重と芦屋―昭和モダンズムの光彩―」が開催され、芦屋時代を中心とした小出作品が紹介された。続いて、開館まもない平成四から五年度にかけては、「没後二〇年 吉原治良展」、「具体展Ⅰ（一九五四・一九五八）」、「具体展Ⅱ（一九五九・一九六五）」、「具体展Ⅲ（一九六五・一九七二）」が開催された。これらは、本市を代表する具体美術作家の作品群を、その歩みにした

がって三つの時代に分け、具体美術の全貌を回顧した企画展である。

また、平成八年度には、「吉原治良と具体」(具体初期から戦後、一九六〇年代の作品を中心に、吉原治良、嶋本昭三、白髪一雄、元永定正などの作品を館蔵品のなかから展示)、「芦屋の美術を探る」(スポット小出栖重と仲田好江)(信濃橋洋画研究所、小出栖重アトリエで教えを受けた仲田好江の初期から晩年までの作品を中心に展示)、「芦屋の美術を探る」(スポット吉原治良のドローイング一九四五～一九五五)(寄託作品のなかから吉原治良の作品を紹介し、その創造の軌跡を顧みる展示)などが相次いで開催された。さらに、平成十四年度には「常設展・没後三十年―吉原治良の世界」も開催されている。

阪神間モダニズム文化の再考 開館以来、本施設では芦屋と美術との関わりについて、美術部門・歴史部門ともに緻密な調査・研究が行なわれ、それらをもとに多様な自主企画展を開催してきた。それら企画展の歴史は芦屋が内包する歴史性・芸術性を明らかにするのみならず、表象される文学・芸術・建築など多彩な才能がモダニズム文化とどのように接合しながら芦屋文化を形成してきたのかを再考する軌跡でもあったといえる。

平成四年度に開催された「芦屋の美術―大正・昭和・平成」は、住宅都市として歩んできた芦屋の発展を五期に分け、モダニズム文化を柱にその美術史を紐解いた企画である。また、平成九年度に開催された「阪神間モダニズム展」は、明治期から昭和初期にかけての阪神間の文化史を、美術・文学・建築・娯楽・人々のライフスタイルなどを通じて多角的に分析した展覧会である。それは、阪神間の今日的発展のルーツをモダニズム文化に探ろうとする試みであり、本市においては、住宅都市・芦屋の原像に迫る試みでもあった。この展覧会は、「阪神間

に所在する県立近代美術館、西宮市大谷記念美術館、谷崎潤一郎記念館、本施設など四館共同企画として同時開催され、多くの市民の関心を集めた。

荻屋文化と新興写真運動

モダニズム文化の隆盛によって加速したものに、芸術写真があげられる。ドイツの写真運動の影響を受け、昭和期に入ると日本においても若手写真家たちが活発に活動し始める。このような動きを背景に、写真家・中山岩太は、阪神間の人々の間に前衛的な表現形式を用いた「新興写真」をもたらした。

中山岩太（一八九五・一九四九）は、東京美術学校写真科に学んだ後、渡米し、帰国後は武庫郡精道村（現芦屋市）に移住して、ハナヤ勘兵衛らとともに「荻屋カメラクラブ」を設立する。このカメラクラブは単なる地域の趣味的クラブにとどまらず、全国的な活動を通じて、その名を知られるようになる。それが新興写真運動であった。絵画の影響を強く受けていた従来の写真表現を否定し、写真表現の独自性を見直そうとする「新興写真運動」は関西を中心に広まり、荻屋はその運動の一大拠点となる。

日本近代写真のさきがけとなった「新興写真運動」が契機となり、その後、多様な技巧的表現を駆使した写真が美術作品として鑑賞されるようになった。それらの作品は時代を超えて人々の関心呼び、本施設においてもさまざまな展覧会が開催されてきた。主なものをあげると、平成七年度には「写真にささげた生涯―ハナヤ勘兵衛」が開催されている。写真家・ハナヤ勘兵衛（一九〇三・一九九一）は昭和四（一九二九）年、本市に写真材料店を開き、美術作品としての写真の社会的確立に力を傾注した。この展覧会は、中山岩太らとともに荻屋カメラクラブの活動を支えたハナヤ勘兵衛の創作活動を回顧する展覧会であり、ハナヤ勘兵衛が携わった「学生写真

連盟、「写真を飾る運動」、亡くなる直前の「三丘社（写真を視る、飾る、創る）などが紹介され、約九〇点の写真作品・資料が展示された。

また、平成八年度には中山岩太の仕事を回顧する「特別展 モダン・フォトグラフィ 中山岩太展」が開かれた。

「新興写真運動」関連ではほかに、平成十年度に「芦屋の美術を探る―芦屋カメラクラブ」展が開催されている。

歴史的考察対象としての芦屋 歴史部門では、会下山遺跡など市内にある遺跡の調査・研究をもとに企画展や常設展が開催されている。平成四年度に開催された「弥生争乱―山のムラの謎」では、会下山遺跡を中心に写真・出土品展示・復元模型などによって、弥生時代の具体的諸相が明らかにされている。また、平成六年度開催の「中世の芦屋―戦乱と庶民生活―」は、戦乱期の中世において形づくられた庶民生活の基盤を多くの文献史料、考古学的資料をもとに概観した企画展であり、東西交通の要所として争乱と発展を遂げた芦屋の歴史が、打出の合戦などを通じて鮮やかに蘇った。ほかにも、歴史資料常設展示である「芦屋の歴史と文化財」展では、山芦屋遺跡や朝日ヶ丘遺跡から出土した土器など、縄文文化期に属する文化財資料が丁寧に紹介・展示され、芦屋の自然・歴史などが詳しく理解できるように工夫されている。

さらに、平成十二年には市制施行六十周年および本施設開館十周年を記念して、「伊勢物語と芦屋」展が開催された。奈良絵本・古写本・屏風・絵巻物などを中心に貴重な史料が展示されたこの企画展は、芦屋とゆかりの深

い『伊勢物語』と在原業平を題材にして『伊勢物語』の世界を今に再現した催しである。物語中の名所が現在の地名に反映され、本市と『伊勢物語』との深い関係性を物語るとともに、本市の自然・歴史を解説するうえで重要な企画展であった。

子どもと美術をつなぐ試み

美術作品は大人だけが鑑賞するものではなく、美術館は大人と子どもが共に楽しむ場であるという観点から、本施設ではこれまで子どもと美術をつなぐ、さまざまな試みを行ってきた。

子どもの創造性を養う試みとして本施設が行なってきた事業に「童美展」がある。これは、戦後間もない昭和二十三（一九四八）年に始まった「阪神童画展覧会」を前身とするもので、昭和二十五年からは「創作美術展」と改称され、絵だけではなく立体的な美術作品も応募可能になった。関西初の児童モダンアート展として長い歴史を刻んできたこの公募展からは、国際文化住宅都市として芸術文化を重視し、次世代を担う子どもたちの創造性や芸術性を積極的に育てようとする本市のめざすべき姿勢の一端が読み取れる。「童美展」は昭和四十六年から市の行事として市民センターで展示されていたが、平成八年以降は本施設で展示されている。

「童美展」は、昭和四十六年以降、常に六〇〇点以上の応募作品を集め、平成二十年度で第五八回を迎えるに至った。そして、長年にわたるこのような試みが評価され、「童美展」の活用―芦屋市内公立幼稚園との連携によるこどもの創造力育成事業」が、「平成二十年度文化庁芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）」として認められるに至った。「童美展」の理念を柱に展開された具体的事業としては、市内九つの公立幼稚園に通う全園児を対象に行なったワークショップや幼稚園教諭・保護者との意見交換、「童美展」の意義を語り合

うシンポジウムなどがあげられる。ワークショップでは、「童美展」の創設・運営に尽力した吉原治良に師事した作家たちが講師を務め、子どもたちが自由に「色」や「かたち」を発見していく仕組みが、さまざまなプログラムを通じて工夫され、提示された。歴史ある「童美展」を基礎にしたこの事業は、アートと保育活動をつなぐ新たな試みとして注目される。

このほかにも、本施設では、毎年夏休み期間中に、子どもが美術に親しめる展覧会や造形教室を開催している。「子供と造形―こどものみた現代美術」(平成四年)や「親と子で楽しむ美術館 美術鑑賞ってなんだろう」(平成八年)などがそれであり、小学生を対象に、学生ボランティアによるギャラリートークも開催されている。また、園児・児童対象の公募展としては、平成二十二年度で第二八回を迎える「荳屋市造形教育展」があげられる。これは、市内の幼稚園、小学校、中学校を対象に、園児・児童・生徒らの作品を全館にわたり展示するものであり、子どもの感性や創造力を育てる企画として高く評価されている。

荳屋市展 小出栖重や「具体」の人たちによって培われた本市の美術的土壌は、児童を対象とした「童美展」を育てただけではなかった。

第一回「童美展」が開かれた同じ昭和二十三年、画材の入手もままならないと思われる時期に、現代美術の公募展・「第一回荳屋市展」が開かれた。公募作品は洋画、日本画、写真などの平面作品から工芸などの立体作品に至るまで幅広いジャンルに及んでいる。展示は館内展示室のみならず、前庭などの屋外でも行なわれ、ユニークで斬新な作品が多く、当初から高い評価を受けたが、一般市民を対象とした公募展として全国の市町に先がけ

て行なわれた点でもその歴史的意義は大きい。

第四九回までは市民センターを会場として行なわれていたが、平成九年の第五〇回展からは本施設で開催され、以後毎年ほぼ六から七月の時期に行なわれている。

第三節 文化政策

一．総合計画の策定

総合計画の策定 一九六〇年代は、わが国の高度経済成長に伴い、大阪を中心とする関西都市圏においても急速な都市化、モータリゼーションの影響を受け、人々の生活も多様化していった。このような社会情勢の変化を背景に、本市では、長期的視野に立った総合計画の必要性を認識し、昭和四十六（一九七二）年に第一次総合計画を策定することになった。その後、二次、三次と社会のニーズに対応した総合計画が策定、実施された。

第一次総合計画（荳屋市総合計画） 本市は、昭和二十六年に公布された「荳屋国際文化住宅都市」建設の理念を基調に、恵まれた「自然の美」、優れた都市機能を備えた「人工の美」、さらには、市民が連帯して隣人を愛し、まちを愛する「人間の美」が調和した、品位と風格のある個性豊かな住宅都市としての、基本目標を掲げている。

第一次総合計画の基本構想は、これらの基本目標を具体化したまちづくりのビジョンとして、①自然と調和した緑豊かな美しいまち、②都市機能の充実した住みよいまち、③豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち、の三つを掲げている。文化政策については、ハード・ソフト両面における充実が求められるが、ハード面では②の都市機能の充実が、ソフト面では③の新しいコミュニティの形成が、本市の文化創造につながるものとして重視された。

当時の社会情勢の急激な変化のなかで、健全な社会の維持と市民の豊かな人間性を育むため、教育・文化が担う役割はますます重要になっていった。その認識のうえに立ち、本市は、「芦屋教育」、「芦屋市民文化」の良き伝統を継承し、その充実と発展を図っていくことを目標に掲げた。その基本方針は次の二点である。

①自らの判断と行動に責任をもち、主体性と創造力とお互いの人権を尊重しあえる社会性のある人間形成を行なうため、「家庭」、「学校」、「社会」の三つが有機的に連携し、有効にその機能が果たされるような教育的・文化的環境を整備する。

②教養を高め、人格を陶冶し、個性ある文化を創造できる物的・精神的環境条件を整備・充実するとともに、文化遺産を継承し、地域文化の育成を図る。

これらの基本方針を進めるために、社会教育、市民文化に関して、次のような施策が盛り込まれた。まず、社会教育については、公的社会教育活動の充実を図るとともに、社会教育施設の整備・拡充を図り、市民の生活行動圏拡大に応じた近隣各市との提携による社会教育活動の広域的相互補完に努めることをめざした。また、市民

文化に関しては、文化施設の拡充を図ることが必要であり、ルナ・ホールに代表されるような芸術文化の鑑賞・発表の場を通じて独自の芦屋文化を創造していくことが求められた。

本市は姉妹都市であるモンテペロ市との文化交流を通じて国際理解を深めるとともに親善に努め、国際人の養成と世界平和に貢献することをめざし、また文化財に関しては、広く市民の理解を得て、適切な保存と有効な活用を図り、効果的な保存の場を確保できるよう整備の必要性があげられた。

第二次総合計画（芦屋市新総合計画） その後、基本目標である「自然の美」、「人工の美」、「人間の美」の三つの美に基づくまちづくりの理念を継承するとともに、魅力ある国際文化住宅都市としての発展をめざして昭和六十一年（一九八六）年、第二次総合計画を策定した。

この計画では、その目標年次を西暦二〇〇一年とし、社会の潮流を、高齢化、定住化、地域化・広域化、情報化、価値観・意識の多様化、国際化というキーワードで集約し、新たな時代を見据えた基本構想が掲げられた。高齢化、定住化という潮流のなかで、市民の意識がより多く生活の場に向けられるようになったことは注目すべき点である。

文化に関する政策としては、①市民文化の育成、②学習社会の創造、③国際交流の深化などが計画に盛り込まれた。

①市民文化の育成については、芦屋の恵まれた人的・物的資源を市民生活のなかに生かし、文化的風土を高め、市民の主体的活動を支援するとともに自治会・コミュニティ・スクールなど市民団体活動の振興に

努め、地域文化・市民文化の向上を図ることがあげられた。具体的には、郷土資料館・美術館を設置し、市民共有の文化遺産の活用・保全を図ることがあげられた。また、②学習社会の創造という観点からは、施設面で図書館を生涯学習活動の中核的情報施設として位置づけ、その機能整備を図るとともに、学習へのインセンティブとなるような文化・教育情報の充実、広報体制の整備、仲間づくりのための支援を進めることなどが示され、長期的な生涯学習社会を想定した施設・運営両面の構想が立てられた。さらに、国際交流の深化については、市民レベルの国際理解・国際交流の発展をめざした通訳ボランティアの養成など、社会教育分野の支援の拡充や学校教育における国際教育の充実を図り、国際的視野を広げていくことがめざされた。

第三次総合計画（第三次芦屋市総合計画）

第三次の総合計画は、平成十二（二〇〇〇）年に策定された。

この計画の基本理念は、知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市の実現を継承しながら、阪神・淡路大震災の復興後の新たな時代環境のもとで、市民、事業者、NPO（特定非営利活動法人）などと行政がそれぞれの役割を担いながら、まちづくりに協同で取り組むことが明記された。

本計画では、まちづくりの目標の一つとして「ふれあいと文化を育てるまちづくり」を掲げている。これを実現するための基本的施策として「生涯学習社会の実現」、「市民交流の促進」などをあげている。この施策の背景には、自由時間の増大や国際化、情報化、高齢化、少子化など、市民を取り巻く社会環境が大きく変化したことがある。こうした環境のもとで、学校、家庭、地域で生涯にわたる学習が快適に行なえるよう、学習環境を全体で整備することが前面に押し出されるようになった。

この「生涯学習社会の実現」という施策の展開の一つに芸術・文化活動への支援が位置づけられる。そこでは、関連する情報の提供、創造的な芸術・文化に対する顕彰助成、文化イベントの実施と文化活動の活性化支援などがあげられている。また、過去のあゆみを立証する歴史的な基盤である文化財を、教育・文化の面で活用できるように努めることが示されている。「市民交流の促進」では、モンテペロ市との交流に加え、市民レベルで新たな都市との交流を図るとしている。また、国際交流協会やNGO（非政府活動組織）との連携や、在住外国人との交流事業の支援をめざしている。

以上のように、本市の総合計画における文化政策は、その時々々の社会環境の変化をふまえながら、変化させてきたことがわかる。第一次計画から第二次計画にかけては、都市化の進展に対応して、公園の整備や図書館、美術館、博物館などの社会教育施設の設置など、ハード面での整備が大きな課題となっていた。その後、国際化、情報化あるいは市民活動の多様化を受けて、市民の主体的活動やネットワーク形成の支援など、ソフト面へも施策が広がっていった。さらに、震災による財政難や少子化・高齢化といった環境変化の下で、いっそうの市民参加の助成、生涯学習環境の整備、広範な国際化の奨励といった項目が、重要な柱として捉えられるようになってきた。

回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
年度(平成)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
応募作品数	104	101	104	156	154	127	178	181	148	159
回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
年度(平成)	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
応募作品数	159	341	160	158	94	110	119	110	134	115

7-10 富田碎花賞応募状況 (資料)「市事務報告」

二. 富田碎花賞の制定

富田碎花の詩業 詩人・富田碎花は、明治二十三(一八九〇)年十一月十五日、岩手県盛岡市に生まれた。上京後、一八歳で与謝野鉄幹、晶子主宰の新詩社に参加し、筆名碎花で「明星」に短歌を発表したのがその創作活動の始まりである。石川啄木に思想的な影響を受け、カーペンター、トロウベル、ホイットマンらを日本に紹介したことも知られ、民衆詩派の詩人と評された。大正のはじめ頃、病氣治療のため本市に転地し、大正九年(一九二〇)結婚、以後本市に定住した。碎花は創作活動のかたわら、全国各地を旅し、多くの校歌・市町歌を作詞している。その多岐にわたる業績は高く評価され、「兵庫県文化の父」とも呼ばれた。昭和二十三年には第一回兵庫県文化賞を受賞している。著作には、詩集「末日頌」(大正四年)、「地の子」(大正八年)、「時代の手」(大正十一年)、「登高行」(大正十三年)、「手招く者」(大正十五年)、「歌風土記兵庫県」(昭和二十五年)、「ひこぼえのうた」(昭和四十五年)、「兵庫讃歌」(昭和四十六年)、「視差錯落」(昭和五十年)などがあげられる。昭和五十九年十月十七日、九三歳で亡くなったのち、すべての蔵書、遺品類が本市に寄贈されたことにより、「富田碎花顕彰会」が発足した。

「富田碎花賞」は、平成二年に富田碎花生誕百年と市制施行五十年を記念して、わが国の詩の発展を促し、市民文化の振興に寄与することを願って創設されたものである。毎年全国各地から多くの応募があり、平成二から二十一年度までの二十年間において応募作品の総数は二九一二作品にのぼっている(7・10)。この賞の対象となるのは、翻訳・アンソロジー(詩文などの選集)・復刻・遺稿詩集などを除いた詩集である。募集受付・審査などの窓口は、教育委員会社会教育部生涯学習課内におかれている。

三、国際交流協会の文化活動

地球家族会議

芦屋市国際交流協会の設立(設立経過などは第一章第九節に詳述)を記念し、国際シンポジウムの開催が企画された。これは急激な国際化の進展のなかで多文化共生都市をめざして開催されたものである。

「第一回地球家族会議」は平成五年十一月二十日、本市と協会との共催で、ルナ・ホールで開催された。民族や国の壁を超えて共に生きる「地球家族」をキーワードに、市民レベルでの国際協力を推進していくことをねらいに企画された。この会議では、第一回テーマに『開発と女性』が選ばれ、国際社会における女性の役割をテーマに、開発途上国の女性たちの社会貢献への努力とそれらに対する支援のあり方に焦点が当てられ、ゲストスピーカーとし



7-11 地球家族会議

て、フィリピンのコラソン・C・アキノ前大統領（当時）が招聘され、アキノ氏による基調講演が行なわれた。

国際シンポジウム・地球家族会議は本市と協会との共催で四年ごとに開催することとなり、第二回は平成九年、『日本の国際協力のあり方』をテーマとしてルナ・ホールで行なわれた（7・11）。基調講演は、波多野敬雄前国連大使（当時、以下同じ）、パネリストにはユルウイス・ヤタイムレ在大阪インドネシア共和国総領事、ゴック・トゥ在大阪ベトナム社会主義共和国総領事、北村春江芦屋市長が参加、芹田健太郎神戸大学大学院教授をコーディネーターとして開催された。つづく第三回地球家族会議は平成十二年十月五日、『宇宙からみた地球』をテーマとして行なわれた。また、阪神・淡路大震災が起きた平成七年九月には、市内在住の外国人を中心に『外国人が語る震災フォーラム』が開催され、震災時の外国人への対応についての意見、要望が出された。

外なる交流の展開 国際交流協会の事業は大きく「外なる交流」と「内なる交流」に分けられる。「外なる交流」とは学生使節の交換、市民の訪問交流をさし、「内なる交流」は婦人英語教室による英語のレッスンや各種セミナーなど、地域のなかで活発な異文化交流を図り、友好と国際理解を深めようというものである。これらの活動は重要な国際協力事業として、芦屋姉妹都市協会から芦屋市国際交流協会に引き継がれている。

「外なる交流」の代表例としては、モンテペロ市との姉妹都市提携、フィリピンとの交流、アルル市との交流などがあげられる。

フィリピンとの交流 同協会は、協会設立記念事業として開催した国際シンポジウム・地球家族会議にアキノ前フィリピン大統領が出席したことが契機となり、フィリピンにおける貧困地域の救済や、当時発生した

ピナツポ火山の噴火で被害を受けた人達への支援が求められた。協会から、NGO（非政府活動組織）であるUCF（University Center Foundation 大学センター財団）とDAW（Development Advocacy of Women's Voluntarism 女性ボランティア開発援護協会）に対して、初年度四〇〇万円、五年間で総額一〇〇〇万円の支援金を贈呈することを発表した。

また、人的支援組織として、平成六年、芦屋市海外青年ワーク隊が発足した。このワーク隊は、国際交流の入門として参加者に国際交流の楽しさを理解し、自己研鑽の一環として、帰国後は市内外でその体験を幅広く活用していくことを目的として設けられた。平成五年に二チームからなる支援のための視察が行なわれ、さらに翌年にはワーク隊の予備調査グループを派遣し、UCF、DAWとの連携を深めた。第一回目のワーク隊が平成六（一九九四）年八月八から十九日までの日程でパンパンガ州アンヘレス市に派遣された。このように、地方自治体が関与した国際交流団体の途上国に対する支援活動は、これまでに例がなく特筆すべきものである。

内なる交流の進展 本協会を支える活動のもう一つの柱として「内なる交流」があげられるが、その代表が英語教室である。

英語教室の歴史は古く、昭和四十四年に姉妹都市協会で「婦人英語教室」として、成人女性を対象に始められたのが最初である。婦人英語教室は同協会に引き継がれてから、受講対象を男性にも広げ、呼称を「婦人英語教室」から「英語教室」に変更した。講師は日本人会員が務めている。この英語教室の目的の一つは、異文化の言葉を学び、アメリカに姉妹都市を持つ国際文化住宅都市の市民として視野を広げることであり、もう一つの目的

は、学生交換事業のための資金づくりと同協会の会員を増やすことであった。教室の受講に際しては、協会に入会することが条件とされた。結果として、多くの市民が協会活動や記念事業、姉妹都市訪問団などに参加することになり、協会の活動の活性化や協会会員の維持増加に寄与することとなった。

姉妹都市協会から続いている英語教室に対して、同協会になってからできたのが「英会話教室」である。この教室では、市内在住のアメリカ人など外国人を講師として、ネイティブ・スピーカーと話すこと、異国の文化に触れながら会話力を養うことを目的としている。平成十四（二〇〇二）年には、アメリカ・ミシガン州出身の講師の故郷を訪ね、有志がホームステイをするなど、国際交流にも貢献した。

英語教室・英会話教室のほかにも、中国語・インドネシア語・フランス語・スペイン語・韓国朝鮮語・イタリア語・ブラジルポルトガル語・ドイツ語などの講座が設けられている。また、外国人居住者のために日本語教室も開催し、成果をあげてきている。本協会ではこの日本語指導事業を「内なる交流」の大きな柱として位置づけている。語学の指導には、本市在住のボランティア指導者に講師を依頼してきたが、主婦、学生、外国居住経験者、企業での勤務経験を有する人など多様な経歴をもつ講師陣が、各自の体験、知識、持ち味を活かしながら日本語指導を行なっている。本協会独自の事業としてはこれらのほか、各種セミナー事業、コンサートなどの文化活動事業などがあげられる。

第四節 文化活動の展開

一・市民文化賞

受賞者数の推移

昭和四十二年、本市が「国際文化住宅都市」として発展するにあたって功績のあった人々の顕彰を目的として「芦屋市民文化賞」の制度が創設された。それ以前から、文化水準の高い本市においては文化勲章や兵庫県文化賞の受賞者が多かったこともあり、市民から「市の文化や地域社会の向上に貢献した人を表彰しては」という要望を受け、創設に至った。

受賞者の選考基準としては以下の三点が示されている。

- ① 学術的、科学的研究により芦屋という地域文化の高揚に直接貢献した人・団体
- ② 健全な芸術、芸能、体育等の活動によって市民生活の向上に密着した功績を残した人・団体
- ③ 地域社会の向上発展に貢献しその功績が顕著な人・団体

第一回からの受賞者数は7・12のとおりである。分類の社会には行政、医療、福祉など、体育にはスポーツ、武道など、文化には歴史、文芸、芸能などが含まれている。

受賞者の人数は時期や年によって若干の増減があるが、昭和四十二年から平成十六年までの三八回で七一人、四二団体が受賞している（ただし、第三〇回（平成八年）は「受賞者なし」）。

	1970-79	1980-89	1990-99	合計
社 会	24	13	4	41
体 育	4	4	4	12
文 化	11	15	13	39
合 計	39	32	21	92

7-12 芦屋市民文化賞受賞者・団体の活動分野
(資料)「広報あしや」

昭和四十二年の第一回受賞者は、村川行弘(会下山遺跡・八十塚古墳・朝日ヶ丘遺跡などの発掘調査を担当・指導、その資料の保存や研究に貢献)、財団法人黒川古文化研究所(展覧会や講座を通じて文化財保護思想の普及や地域教育文化の振興に貢献)、高石勝男(芦屋水練学校の開設に尽力、校長として後進を指導、水泳界の発展に貢献)、増田稲三郎(民生児童委員、社会教育委員として青少年の育成や社会福祉の充実に貢献)、大野加久二(本市の身体障害者福祉協会長として身体障がい者の福祉に貢献)の四氏、一団体に贈られている。

第四回(昭和四十五年)では、芦屋青山、六甲山系の山火事防止、人名救助、危険予防、事故調査などで山の事故防止に貢献した「大阪山溪パトロール隊」、第三四回(平成十二年)では、氷河期の残留植物であるサギスゲ保全のための学術調査や日本と世界の植物のスライド上映会や展示会などを開催し、希少植物の保全に努めた「芦屋山野草の会」が受賞するなど、地道な努力を通じて市の文化の向上に貢献した団体などにも贈られている。

二. 文化のもよおし

市民文化祭

昭和四十六(一九七二)年、市民文化祭が単独の催しとして開催されるようになった。昭和三十三年、第一回「あしやまつり」が市民の一大祭典として開催された際、各種団体や市の行事がいくつか統合

された。その時に教育委員会の提唱による「文化まつり」も統合されたが、再び独立して開催されることになった。これ以後は、「吹奏楽と交響楽の夕べ」や「市民民踊大会」など多岐にわたるプログラムが市民文化祭の名のもとで市民団体の参加を得て実施された。

昭和六十三年には、市民文化祭とは別に、ふるさと意識を育てる祭りとして「荻屋三大まつり」が計画された。これは「荻屋さくらまつり」、既に行なわれていた「荻屋サマーカーニバル」、「あしや秋まつり」から構成されていた。



7-13 ドラゴンボートレース

初年度のプログラムをみると、「荻屋さくらまつり」は、四月三から十日において桜の名所で、荻屋十景の一つである荻屋川沿いの夜桜を中心に、^の野点・^{だて}出店、市民写真コンクールのほか、シンセサイザーとレーザーによる「音と光のショー」が行なわれた。「荻屋サマーカーニバル」は既に市民の夏祭りとして定着しており、この年で一〇回目を迎え、八月六から七日に実施された。人気の打ち上げ花火のほか、この年のメインイベントとしては、世界最大級の口径をもつスーパーサーチライトによるショーが行なわれた。また、市民盆踊り、ビンゴ・パーティーやリバーサイドジャズストリートなど盛りだくさんの行事が催された。このサマーカーニバルでは、平成五（一九九三）年からドラゴンボートレースが「ASHIYA CUP」と

して始められた。これは各地区や団体からの出場者が芦屋川沖から河口に向かう全長四〇〇メートルのコースをボートで漕ぎ進むレースである（7・13）。「あしや秋まつり」は昭和六十三年に計画されたが諸般の事情により中止となった。翌年十月十五日に物産展（「米まつり」や「ちゃりていー市」など）と、イベント（だんじりや子どもみこしなど）が「あしや秋まつり」として実施された（第五章第二節参照）。

芦屋国際俳句祭 「第一回 芦屋国際俳句祭」が開催されたのは平成十一年であった。これは前年の「芦屋国際俳句フェスタ'98」が好評であったため企画されたものである。平成十一年度には「虚子記念文学館」の完成もあり、俳句文化を創造・発信するまちとしての特徴を鮮明にし、文化復興のメモリアルイベントとして、国際交流の一環として企画された。

国内外から俳句を募集するにあたっては、英語・日本語のホームページを開設し、インターネットでの投句も可能とした。このこともあって、投句総数は一万五〇六三句に及んだ。このうち外国人の部（日本語または英語）が一四〇〇句に達し、これらはアメリカをはじめとする二三か国から寄せられた英語による俳句であった。

選考には有馬朗人（国際俳句交流協会名誉会長）、稲畑汀子（日本伝統俳句協会会長）らがあたり、高濱虚子顕彰俳句大賞など合計四九の賞を授与した。入選句については句集を六〇〇〇部作成し配布した。

平成十二年三月三日の授賞式ではリン・オースティン（ニュージーランド）の作品、tree limb/cat walks/on the moon（木の枝／猫があるく／月の上）に芦屋国際俳句大賞（外国人の部）が授与されたほか、稲畑汀子日本伝統俳句協会会長の記念講演「自然と人間」や交流パーティー「選者を囲んでの俳句の夕べ」が行なわれた。さ

らに翌日の「第六回 国際俳句シンポジウム」では有馬国際俳句交流協会名誉会長の基調講演と、シンポジウム「俳句からみた自然」が稲岡長日本伝統俳句協会理事をコーディネーターとして行なわれた。

第五節 文化財の調査と保存・活用のあゆみ

一・文化財の調査活動と保存

歴史のうねりを証す活動

生活環境とともに人間のさまざまな営みを示すのが文化財であり、それを地域の住民に解きほぐし、明らかにしていく第一歩が適切な調査と保護活動の普及である。そして、実生活にも則しつつ、未来に向けて積極的にその活用を図っていかなばならない。

昭和二十五（一九五〇）年に誕生した文化財保護法は、国宝・重要美術品・史蹟名勝天然記念物などを包括した概念となっているが、さまざまな人間活動の歩みは生活の端々に及び、古来、自然と向き合う形で変化をとげており、現在は文化的視点から「景観」そのものも取り込み、人間社会と自然との触れ合いも射程に入れて保護対象の拡大を図る傾向にある。

地域の文化財には、固有の来歴があり、土地に根ざした人々の知恵や工夫の跡をとどめている。建造物・石造品・絵画・彫刻・古文書や民俗文化財、伝承、そして土中に存在する埋蔵文化財などがあるが、これらは一度失

われてしまうと、二度と形を取り戻すことのできないものが多い。そして、公益性の高い国民共有の文化資産でもある。

本市の文化財保護活動は、昭和二十年代末から行なわれた市史編纂事業に付随して始まった。旧版の『荻屋市史』本編・史料編や『新修荻屋市史』本編・資料篇一・資料篇二には、断片的ながら、昭和五十年頃までの調査の成果や意義を要領よく収めている。本節では、それとの重複を避けつつ、昭和四十三年前後からの調査活動を紹介し、明らかにになったことをできるだけ関連づけて叙述する。

西国街道と民家・民具の調査

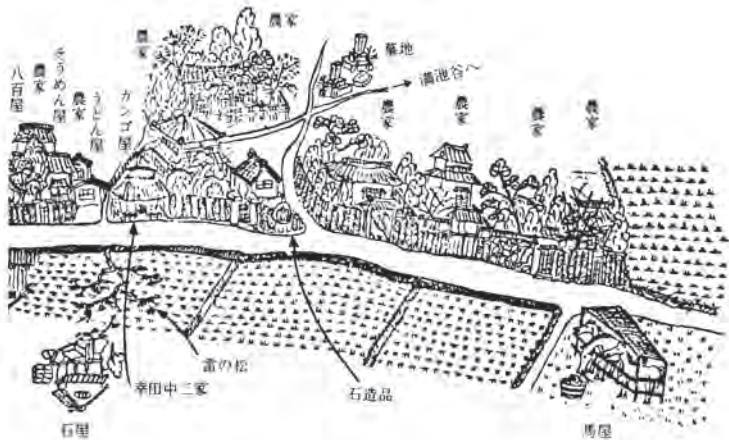
街区の整備は、住みやすい土地空間を提供する一方で、旧来のまちなみや伝統的な街路を急速に消滅させ、土着の文化財がまたたく間に行方不明となる事態を引き起こす。本市では、昭和四十年代中頃以降、こうした実情に直面し、記録を残すための調査が「荻屋市民家・民具調査グループ」によって行なわれてきた。とりわけ市域南東部の春日地区は、非被災地区の一つとして知られ、近世以来の旧西国街道沿い（本街道）のまちなみが保存状態良く遺存していたが、土地区画整理事業により消滅することとなったため、民家や民具の実測調査、街道沿いの記録調査を行なった。

市内の民家調査は、昭和四十九年度から進められ、八調査区域を設定し、外観の観察と口碑に基づいておよそ六〇棟を数える大正期以前の古民家をリストアップした。これらのうち江戸時代後期から幕末まで遡る可能性の高い六棟を確認し、築一〇〇から一五〇年の口碑や伝承の保持四棟、文献史料による証左一棟、遺構編年による一棟の年代的根拠が得られた。主なものをあげると、三条町の小阪正一家住宅・五味富治家住宅、打出春日町

(現、春日町)の幸田中二家住宅・名田巖家住宅、岩園町の朝比奈貞雄家住宅、浜芦屋町の山村久右衛門家住宅などである。なかには三条町の井田市左衛門家住宅のように、屋根に在地の打出焼瓦を葺く例もみられた。春日町の阪口喜藏家住宅は、春日土地区画整理事業区域に該当するため、昭和四十九年三月末に解体が決まり、事前に間取り調査と所蔵農具・民具のリスト作成調査を実施した。

また、西国街道(本街道)の北側に所在して南面する幸田中二家住宅も解体前に応急の間取り調査を行なった。この古民家は、市内で当時三棟確認された藁葺き屋根をもつ稀少例であり、土地区画整理事業によって、昭和五十二年一月に完全に消滅した。屋号を「カゴヤ」と称し、江戸時代以来、竹籠屋ないしは駕籠屋(運送業)であったとみられる。

打出春日地区の西国街道沿いまちなみ調査 本市は、昭和四十八年一月、春日土地区画整理事業として、まちなみの本格的な改善整備を開始した。近代に継承されてきた旧西国街道の



7-14 春日地区 旧西国街道沿いまちなみ復元 (出典)『芦屋の生活文化史』

面影を残す古いまちなみは、広範囲にわたって消え去ることに
なったため、旧村の態を面的に知り得る最後の調査の機会が訪
れたといえる。

昭和五十一年度に打出村のまちなみの現状、口碑の収集、石
造遺品の事前調査を進めた。まちなみ復元は、大正末年頃を
目標に定め、詳細に口碑を収集し、特に累代的に継続する生業
の復元に努めた。その結果、西国街道沿いに展開した旧打出村
の街村的様相は、口碑の採集と旧観の写真記録によっておおむ
ね昭和初期頃まで遡って復元することが可能であった。春日町
二十番地周辺から茶屋之町二番地北端までの範囲は、比較的良
好な形で記録することができた。

復元結果を要約すると、旧街道路面には馬力幅で花崗岩の板
石が敷設され、馬を運搬手段として西宮の宮水や酒米を東灘方
面の酒造地へと運び、日常的には生活道路として脈々と使用さ
れてきたことがうかがえる。街道沿いには7・14にみるよう馬
屋・八百屋などが、店を構えて賑わっていたのである。また、



そうれん道が北方へ分岐して、その先には打出村の共同墓地が存在し、茶毘だびにふすため、埋葬に至るまでの長い道のりを満池谷（西宮市）の火葬場へと運んだという。

石造遺品や農具・民具の基本調査

石造物は昭和四十年代後半に入って急速に減少した。その間、地元の芦の芽グループによる地道な石造文化財調査が進められ、孔版刷の記録が公にされている。石造物減少の要因は、土地区画整理事業の進捗と墓園への無縁仏の集結が主なものであるが、春日土地区画整理事業に伴う調査では、該当地区で総数四五点を確認し、国道二号以南、宮川以東で一五一点を記録にとどめることができた。本市に分布する石造物は、室町時代前期より流入のみられる和泉砂岩は抑制ぎみで、六甲花崗岩かうがんの使用を主体とし、ついで布引花崗閃緑岩が用いられている。年代的には、室町時代後期の石仏・一石五輪塔などが存在するが、その多くが近世初頭以降の石造物である。市内最古の金石文は、津知町に所在する永正十七（一五二〇）年銘のみられる日吉神社石祠であり、これは市指定文化財（建造物）として保存されている。

農具・民具の収集と調査は、昭和四十九（一九七四）・五十一年度を中心に行ない、平成三年度にも一部実施した。春日町の阪口喜蔵氏寄贈品、西山町の山村哲男氏寄贈品、西蔵町の佐久間武一氏寄贈品などが主な民俗資料で、唐箕・万石通・千歯扱・糊摺臼・手焙り・炭取り・用心太鼓・石臼・手かぎ・トビなど、今となつては集めることのできない在地の資料が、この時期に最も多く収集できた。

いもり池の植物調査

市内には、地球上で貴重な位置を示すものがあり、その評価を検証するために専門調査を行なったこともある。奥山に存在するいもり池は、氷河期の残留植物であるサギスゲ（鷺菅）の地球上の南

限地として知られた存在である。サギスゲは、カヤツリグサ科の多年草で、白い花穂が白鷺の舞い降りたようすに似るところから「サギスゲ」の学名が起こつたものである。ヨーロッパ中・北部、ロシア、中国東北部、北海道地、関東、中部高山湿地に生息する寒冷性植物であるが、現在、いもり池の群生は減少の途をたどつていゝる。サギスゲの自生は近畿地方でわずか九か所を数えるのみで、いもり池は日本においても最西限として重要な位置にある。昭和四十九年、周辺開発に伴うアルカリ分の池水への流入や周辺雑草・雑木の岸辺への進出によりその保存状態が急速に劣悪となり、一時危機的状況に陥つたため、その現状把握を目的にこの池全体の植物悉皆調査を実施した。市教育委員会と環境整備課が連携し、大阪市立自然史博物館の瀬戸剛・那須孝悌・樽野博幸諸氏の協力を得て、分布状態と生育状態に関する詳細な調査を行なつた。その結果、サギスゲは天然記念物相当の寒冷植物として特筆されるものであるが、その条件を満たす生育数が確保されていない現状が確認されたことから、天然記念物指定には至らなかつた。

仕事唄などの芸能調査

仕事唄については、芦屋が本来農村であつたことを示す「田植唄」「草取唄」「穀竿搦唄」「杵搦唄」が採録でき、「素麺作り唄」「糸紡唄」「はた織り唄」などの多彩な仕事唄も収録し、この地方特有の「石つき唄」については、一部ではあるものの中島富蔵氏から中村茂隆氏が採譜を行なつてゐる。また、市内の各神社の祭礼に際しては、「みこしかき音頭」が唄われ、酒宴の席では「伊勢音頭」が唄われたことや、昭和四十年代末頃まで遊び唄として知られる「手まり唄」が日常的に聞こえていたことなどを記憶にとどめたい。

なお、新しい民謡の一つとして、河野茂雄作詞、山内隆補訂にかかる「芦屋音頭」も市民によく親しまれ、今

日も受け継がれている。

芸能に関するものでは、盆踊りで必ず踊られる上宮川町の「しゃこ踊り」は大正時代後半期からの定着で、伊丹市の「麦わら音頭」との関係性も深く、江戸時代後期に遡る口碑も存在する。西宮を経ての伝播経路が判っている点も貴重であるが、変容の度合いが興味深い。

また、『芦屋の生活文化史』(昭和五十四年)によると「戦前まで市内には、打出、津知、三条という旧村落に各一基、芦屋村内の五集落に各一基(山芦屋、東芦屋、西芦屋、茶屋芦屋、浜芦屋)の計八基のだんじりがあった。このうち、津知・西芦屋・茶屋芦屋・浜芦屋は戦災で焼失し、東芦屋のものは解体、三条は売却され、山芦屋・打出の二基は現存している。」とされている(なお、本書発刊にあたっての聞き取りによると茶屋芦屋にはだんじりが無かったとされる)。

昭和四十八年、山芦屋は名称を「山之町」と改称して地車(だんじり)の巡行を行なった。昭和四十九年に打出の地車の巡行が復活された。また、昭和五十七年に西芦屋が「西之町」として、昭和六十二年に浜芦屋と津知が「精道」として、平成二年から三条が新たに巡行を行なった。西之町、精道、三条は当初、神戸、西宮方面から地車を借用していたが、その後、中古地車を購入した。現在、五基の地車が存在する。

平成元年から開催されている「あしや秋まつり」には、地車の練り廻しが行なわれ、あしや秋まつりを盛り上げてている。

文化財や景観の映像記録化

芦屋の歴史・風土は年々消え去っている。それらを可能な限り対象とし、より

わかりやすく市民に紹介するため、山本徹男（映像作家）の撮影・編集によって、昭和六十（一九八五）年から『荻屋文化財シリーズ』として、順次、映像資料が作成された。そのタイトルは、「荻屋川に沿って」（昭和六十年）、「宮川に沿って」（昭和六十一年）、「移りゆく荻屋―建物に見る近代住宅都市への動き―」（昭和六十二年）、「重要文化財 旧山邑家住宅」（昭和六十三年、平成元年）、「荻屋の古墳を訪ねて」（平成元年）、「表六甲のあけほの」（平成二年）、「中世の荻屋」（平成六年）である。これらはいずれも、DVD化されて、図書館視聴覚ライブラリーやラポルテ市民サービスコーナーなどで市民が身近に利用できるようになっている。

国指定重要文化財の保存と修復

ヨドコウ迎賓館は大正十三（一九二四）年に、灘五郷の酒造家の一人、山邑太左衛門（櫻正宗蔵元）が子息の別邸として計画・建設したもので、荻屋川左岸の山手町の丘陵地形を巧みに取り込んで建築されている。当事、帝国ホテル建設のために来日中であったアメリカ人建築家で近代建築の巨匠といわれたフランク・ロイド・ライトが原設計を、その弟子が実施設計を行ない、完成に導いた。

この建物は、昭和十年人手にわたり、さらに戦後は進駐軍の社交場として使われたこともあったが、昭和二十二年に現在の所有者である株式会社淀川製鋼所の所有となり、社長公邸や貸家、独身寮として使用されていた。

昭和四十六年十一月、マンション建設のため、取り壊し計画が持ち上がったことを契機として日本建築学会など建築分野の専門家や周辺住民から保存への強い要望が出され、署名運動が起こったことから、計画は白紙撤回された。その後、所有者はその永年保存を勇断し、昭和四十八年に文化庁に重要文化財指定の陳情書を提出した。

ことが実つて、翌年五月に鉄筋コンクリート造りの建造物としては初の国の重要文化財に指定された。なお、井上利行淀川製鋼所取締役社長は本事業への貢献により昭和四十九年に芦屋市民文化賞を受賞している。

建物全体に経年による老朽化が進んでいたため、昭和五十六年度に修理の方針を策定するための予備調査を行ない、同六十年七月から三年半の歳月を費やして国庫補助事業として総事業費二億二四九六万円をかけ、国・県・市・所有者の総力を結集して保存修理が行なわれた。その結果、一般には長い間その存在さえほとんど知られていなかった旧山邑家住宅が脚光を浴び、広く認識されることとなった。

市域には多くの文化財があるが、特に重要なものについては国・県・市の指定を受け、保存に特別な措置がとられることになる。

平成二十二年四月現在の指定文化財は7・15のとおりである。

◎国指定文化財（重要文化財）

指定物件	指定年月日	所在地	公開
〔建造物〕 1.旧山邑家住宅（淀川製鋼迎賓館）	S49.5.21	山手町3番10号 ヨドコウ迎賓館	ヨドコウ迎賓館開館日 10:00～16:00
〔美術工芸品 工芸品〕 2.扇面鳥兜螺鈿蒔絵料紙箱	S45.5.25	山芦屋町13番31号 （財）滴翠美術館	特別展開催時 常設ではないため問 い合わせが必要です。
〔美術工芸品 考古資料〕 3.銅経筒	S12.5.25	個人所有	
〔美術工芸品 考古資料〕 4.埴輪男子跪坐像	S34.12.18	個人所有	
〔重要無形文化財 芸能〕 5.人形浄瑠璃文楽人形	H6.6.27	個人保持	

◎国登録有形文化財

登録物件	登録年月日	所在地	公開
1.中山家住宅主屋 中山家住宅表門および塀	H19.5.15	三条町24番16号	生涯学習課へ問い合 わせて下さい。
2.旧松山家住宅松蔭館 （芦屋市立図書館打出分室） 旧松山家住宅塀	H21.1.8	打出小槌町2番	図書館打出分室の開 室日

◎県指定文化財

指定物件	指定年月日	所在地	公開
1.県指定有形文化財 芦屋会下山弥生時代住居址	S35.5.12	三条町258番地 山手中学校裏山	自由見学可
2.県指定有形文化財 伝芦屋廃寺塔心礎	S38.4.19	伊勢町12番25号 市立美術博物館庭園内	美術博物館開館日

◎市指定文化財

指定物件	指定年月日	所在地	公開
1.親王寺所蔵考古資料一括	H2.3.22	打出町3番21号親王寺	非公開
2.旧三条村共有文書一括	H2.3.22	三条町9番14号 芦屋市三条会	非公開
3.伝猿丸太夫之墓	H3.3.23	東芦屋町20番3号 芦屋神社	自由見学可
4.四季耕作図屏風 六曲一双	H3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
5.三好長康山論裁許状 （附、挟板）	H3.12.6	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
6.日吉神社石祠	H5.3.8	津知町6番9号 日吉神社	自由見学可
7.小阪家住宅	H6.3.23	陽光町地先芦屋市	非公開
8.徳川大坂城毛利家採石場 出土 刻印石	H16.3.26	剣谷17番地先 芦屋市霊園内	自由見学可
9.会下山遺跡出土青銅製漢 式 三翼鏃	H19.3.2	伊勢町12番25号 市立美術博物館	歴史資料展示室 展示期間があるため問 い合わせが必要です。
10.金津山古墳	H22.3.19	春日町153番 156-2番	生涯学習課へ問い合 わせて下さい。

二、埋蔵文化財の保存と活用

埋蔵文化財調査の増加と概観

古墳や城跡などを例外として、原則的には土中に埋もれている「埋蔵文化財」は、本来その実態の把握にかなりの困難を伴う文化財の最たるものである。本市においては、その現状を分布地図の作成と公示によって、諸種の開発事業との調整を随時図り、周知徹底に努めてきた。

本市ではその分布状況の把握を昭和四十三（一九六八）年の台帳づくりから本格的に開始し、爾来四十年以上にわたって可能な限り保護の施策を進めてきており、阪神間でもかけがえのない歴史資料を早くから収集・記録してきたところとして知られている。近年は、芦屋川水車場跡や呉川遺跡といった芦屋の特色ある、近代生活物資、近代化資料や戦災痕跡にも目を配っている。

埋蔵文化財包蔵地分布地図は、その後、昭和五十五年、昭和六十三年、平成五（一九九三）年、平成十三年、平成二十一年と改定を重ね、現在一五六の遺跡数を数えるに至っている。出土資料の収蔵コンテナ数は一万二〇〇〇箱近くになる。

発掘調査の件数も日々増大し、芦屋の歴史を大幅に塗り替える大きな成果をもたらしている。なお、本市は平成七年一月の阪神・淡路大震災によって都市機能が喪失するような多大な被害を受けた地域であり、その渦中の埋蔵文化財保護施策についても諸条件の制約のもと、適切な対応を行なってきており、別項で記述する。こうした埋蔵文化財の調査記録は、予算のついたもの限り、記録保存の証として報告書を作成しており、現在、『芦

『屋市文化財調査報告』第八十七集までと『実績報告集』三冊分の刊行を終えている。震災後の数が六十四冊を数えるので、いかにこの十五年間の発掘調査量が多かったかが推測されよう。昭和五十一年に公刊した『新修芦屋市史』資料篇一では、昭和五十年頃までの遺跡調査の成果をコンパクトにまとめ、考古資料篇の観を呈するが、この四十年間の新事実もきわめて膨大な蓄積があり、その頃と比べて数倍以上に達した資料を市民に還元できる至便な書籍が必要な時期を迎えている。以下では、この四十年間の調査のなから、その一部を選び出し、小見出しを立てて、概要を紹介することにする。

市街地からすがたを現しはじめた古墳や古墓 市域東部の翠ヶ丘丘陵には、古墳時代前期や中期の築造である阿保親王塚古墳や金津山古墳など大形古墳の緑なす墳丘が現存している。また、山麓部の芦屋神社境内に残る横穴式石室墳は、かつてその周辺に広がっていた天神山古墳群の名残をとどめている。さらに、六甲山地前山の丘陵地帯には、八十塚古墳群や三条古墳群、城山古墳群などの横穴式石室墳を主体とする群集墳が存在している。これらは石室が地上に露出するものも多く、生活空間の中に邸宅の築山や神社内の石室として残されている。

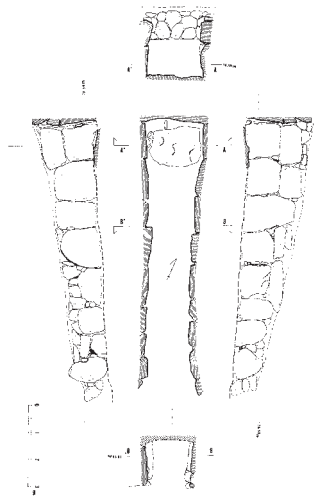
この四十年の間に、古墳の分布調査が精力的に行なわれ、加えて発掘調査も実施されるようになった結果、八十塚古墳群は、小円墳を中心に構成された数十基を数える古墳時代後期の古墳群であり、阪神間有数の規模を誇ることが明らかになった。横穴式石室から出土した多彩な副葬品の年代は、六世紀後半から七世紀中頃に及ぶ。また、稀少なものとして、縦穴系の石室を主体部とする古墳の存在も確認された。東芦屋町では、表六甲で



7-16 事前発掘調査の一例（水車場跡）

初めて奈良時代の火葬墓（藤ヶ谷古墓）が発見された。

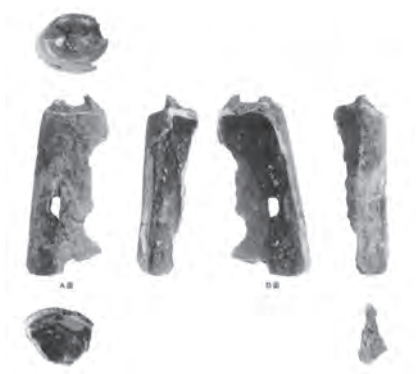
芦屋川右岸域に立地する三条古墳群や城山古墳群についても、しだいに山裾へと伸びてきた宅地開発やマンション建設によって、高座川や芦屋川に臨む斜面地に新たな古墳が見つかり、事前の発掘調査（7・16）が次々と行なわれた。そのなかには、県下最大規模の石室を内蔵した山芦屋古墳や、小規模ながら多角形の墳丘をもつ城山三号墳なども含まれる。また、昭和三十年代に石室内の発掘調査が行なわれた旭塚古墳（7・17・7・18）について、あらためて発掘調査が実施され、この古墳が、近畿地方でも特異な古墳時代終末期の横穴式石室墳であることが再認識された。墳丘前庭部や石室床面に播磨から運び込まれた多量の竜山石片が敷き詰められていること、多角形の墳丘を持つこと、墳丘前面のテラスに古墳祭祀に用いられた多くの土器類が残されていることなどから、郡司層へと連なる被葬者の姿が浮き彫りにされた。さらに、市域西端の三条岡山遺跡では、宅地の再開発などに伴って、子持勾玉や鉄刀を供献した飛鳥時代の珍しい祭祀遺構や、円筒埴輪を有する直径一〇から一五メートル程度の円墳群（三条岡山古墳群）が見出された。三条岡山古墳群は木棺直葬墳の可能性があり、横穴式石室をもつ三条古墳群・城山古墳群への変遷がうかがわれる。なお、扇状地上の寺田遺跡や月若遺跡などでは古墳時代前期に遡り得る埴輪・管玉の出土が知られているので、丘陵部分や扇状地上にこの時期の古墳が営まれていた可能性も考えられている。ごく最近では、月若



(上) 7-17 旭塚古墳実測図
(下) 7-18 旭塚古墳 (梅原章一氏撮影)

来中世に築かれた塚であったが荒廃が進み、近世に改修されたようすが観察された。持つものについても、その多くが古墳ではないことが明らかにってきた。その一方で、宅地化したまちなみの下に古墳の痕跡が埋没していることが明確化したことも重要である。その例として、金津山古墳をあげることができる。金津山古墳は従来、大形の円墳と認識されてきたが、周濠の検出状況から、短い前方部を持つ墳丘長五五メートルの帆立貝形の古墳であり、しかも二重周濠を伴うことが確認された。昭和六十一（一九八六）年には、金津山古墳の西方一〇〇メートルで、円筒埴輪、人物埴輪、赤・白・緑の顔料の塗布された形象埴輪（韋・家など）、葺石を有する古墳の濠が新たに見つかり、打出小槌古墳と名づけられた。この古墳は、たび重なる調

遺跡から大変珍しい小銅鐸がみつかった（7・19）。市域東部の翠ヶ丘丘陵には、元塚やうの塚、鞍塚といった塚や古墳の伝承を持つ遺跡が点在していたが、これらも近年の再開発によつて相次いで発掘調査の対象となった。元塚は、本



7-19 小銅鐸 (梅原章一氏撮影)

査によって、金津山古墳より大きい前方後円墳である可能性が強まった。ちなみに、出土した埴輪や須恵器から、五世紀代後半頃に、金津山古墳、ついで打出小槌古墳が築造されたと考えられる。そのほか、若宮遺跡各所で円筒埴輪や形象埴輪が出土するなど、古墳群の存在が推定されている。また、芦屋川扇状地に位置する業平遺跡において、初期の横穴式石室を主体部とする円墳（業平一号墳）が発見されるなど、宅地化・都市化が完了した場所において、多くの古墳が眠っていることが知られるようになってきた。

このように、さまざまな古墳や古墓の調査が進むことによって、この土地の開発や経営を主導してきた古代の豪族たちの出自や系譜を掌握することが可能となり、縄文・弥生時代を担った人々と奈良・平安時代に活躍した氏族の間を繋ぐ歴史を、徐々に読み解くことができるようになっていく。

古代菟原郡中枢地としての葦屋

埋蔵文化財調査の七割近くが芦屋川右岸域で行なわれてきた。昭和五十年代半ば頃より、バブル経済期をはさんで調査対象が急速に平野部へと移行していったが、この地域では特に古代遺跡の成果が特筆すべきものであり、地域の歴史像を根底から塗り替えるような発見が相次いだ。

寺田遺跡では、その西部の一角で園池状の遺構が見出だされ、出土した須恵器には、郡司層の往来を示唆す



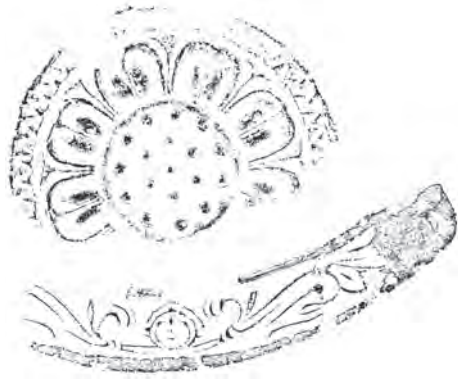
7-20 三条九ノ坪遺跡出土の木簡
(出典)「兵庫県文化財調査報告書」

六五二年という暦年代は、前期難波宮、難波長柄豊崎宮の造営時期と同年であり、当時、先進的であった文章行政の一端が知られた。

芦屋廃寺遺跡では、寺域中枢が掌握されつつあり、第六十二地点の調査では、基壇の一部と推定される埴を多用した遺構と大量の屋瓦、前身の掘立柱建物などもみつかつた。創建期の軒瓦は、八弁複弁蓮華文軒丸瓦と組み合う忍冬唐草文軒平瓦が初めて確認され、同時期の調査により古い高句麗系軒丸瓦も出土している。これらの初現期の瓦類は七世紀後半から末の年代を示し、その後の調査で月若遺跡や寺田遺跡など広範囲に分布することも追認でき、逆に大きな課題となっている。

芦屋廃寺の伽藍の完成までには数十年が費やされたとみられ、八世紀前半から中頃に一つのエポックが認めら

る「大領」^{かみ}、「少領」^{すけ}の墨書が発見された。長官・次官クラスの文字史料が県下で初めて同一地点から確認された意義は大きい。高燥な扇状地面には規則的な掘立柱建物が東西に連接して立ち並び、大規模な古代集落が一部官衙施設を併存させる姿で垣間見える。その北方、三条九ノ坪遺跡では、流路から「壬子三年」と記された干支年銘の木簡（7・20）が初めて出土し、日本でも最古級の史料として注目された。想定される



7-21 芦屋廃寺創建期の軒瓦

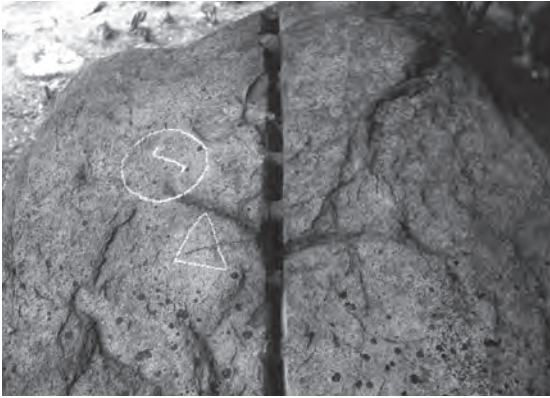
れる(7・21)。七三〇から七四〇年頃の供膳具を中心とする土器群が一括投棄されていた第七十五地点では、「寺」をスタンプした鉄鉢形土器をはじめ、多量の灯火具が出土した。この時期の瓦は北方、東方と分布範囲を広げており、寺域の整備と主要堂宇の建立が充足されつつあるようすがうかがえよう。

想像以上の古代遺跡の発見は、令制下の摂津国菟原郡における芦屋地域の果たした中心的な役割を一層鮮明なものとした。古代山陽道の摂津地方の拠点といえる葦屋驛家、郡を代表する芦屋廃寺、初期郡衙の候補の地と言うべき寺田遺跡や月若遺跡の動向、津へ至る南北津路の想定、津知遺跡の大型建物群や関連して近傍に所在する深江北町遺跡(神戸市東灘区)などの津の管理や駅路経営に関わる駅戸集落の存在が浮上するなど、有機的な遺跡群を包括しており、いわゆる「官衙ブロック」の形成が判明した意義があるろう。

東六甲の大坂城石切場 特別史跡となつている大阪城は、江戸時代初頭に徳川家によって再築されたものである。その石垣普請は、当時の城郭建築の粋をきわめた技術を駆使して造られたものであり、みごとな高石垣に感嘆する。

この石垣の構築は、豊臣恩顧の大名を中心に西国六四家の諸大名を動員し、三期十年の歳月をかけて築かれた

天下普請として知られている。使用された石材は、遠く北部九州から、瀬戸内海の沿岸と島々、東六甲・生駒・笠置・加茂、さらには二条城、伏見城の転用石材など各所から集められたものであり、総数は一〇〇万個と推算されている。そして、石垣の大半を占める築石（平石）部分の用材を中心に、三分の一程度が東六甲の各地から供給された。



7-22 岩ヶ平の刻印石

東六甲の石切場は、神戸市から芦屋市・西宮市にかけて分布し、東西六・五キロに及ぶ。良質な花崗岩の産出地を選んだものであり、海路大坂城まで約二〇キロの至近地という立地条件から、数ある採石場のなかでも突出した石材供給率を誇っている。

この石切場の調査・研究の沿革は、『新修芦屋市史』本篇に詳しく叙述したが、昭和四十三（一九六八）年からの芦の芽グループによる分布調査が大きな基盤をなしている。今日周知された遺跡ともなっている各「刻印群」（7・22）は、全国的にもユニークなとらえ方の一つといえ、刻印を歴史資料として根幹にすえたものであり、その後の保存と活用でも継承されている。

これまでの民間調査の蓄積を受けた本市教育委員会は、昭和五十四年に国庫補助事業による分布調査を行ない、刻印石を文化財

保護の対象として取り扱いを進めてきた。昭和五十五年に公刊された遺跡分布地図には、刻印石の位置が詳しく登載されており、文化財保護行政における新たな一步を踏み出したといえる。しかし、昭和五十年代・六十年代では、採石場単体として事前発掘調査を実施するには至らず、古墳の調査に付随して、ようやく土中の埋没石材を確認できる段階であった。

この間、特記すべきことがらとして、昭和六十三年に、山麓部ではなく海浜部の呉川町にて刻印を伴う石材が確認された。山麓部で切り出された石材を海路で運搬する際の積出場であり、東六甲と大坂城を結ぶ中継地として石切丁場と普請丁場とを結ぶ貴重な発見として注目される。

平成に入ると、採石場の調査件数は増加の一途をたどり、平成五（一九九三）年度には芦屋市墓園拡張工事に伴う事前調査が実施された。

採石遺構や刻印石、矢穴痕を持つ割石を対象とした記録保存に加え、石材の移築保存を前提とした発掘調査がひき続き進められた。平成八年度からは、国庫補助事業として採石場対象の発掘調査も随時実施された。民間の分布調査の継続と宅地開発に伴う事前調査がほぼ網羅的に行なわれた結果、岩ヶ平刻印群においては、採石大名の丁場割が推定されるまでの成果がもたらされている。平成十三年度や平成十六年度には、山麓部の開発に呼応する大規模調査が実施され（7・23）、採石活動に携わつ



7-23 岩園町の石切場の調査現場

た石工の建物跡、道具の修繕・加工を推測させる鍛冶遺構の検出に加え、立地や地形環境によって違いをみせる類型別の占有丁場のあり方など、総合的な視点を生み出す成果をあげている。

本市教育委員会では、これまでのあゆみや数多くの調査成果を『発掘調査報告書』として著し、一方では、大阪城天守閣・大阪歴史学会・読売新聞大阪本社などと共同でシンポジウムを開き、成果書を作成するなど普及・啓発にも努めている。

阪神・淡路大震災による文化財の被害と埋蔵文化財の復興調査 平成七（一九九五）年一月十七日未明に起こった阪神・淡路大震災は、建物や道路、ライフラインに壊滅的な被害を及ぼし、多くの市民の犠牲者が出るとともに長年守られてきた文化財にも甚大な影響をもたらした。その直後には、歴史的建造物や指定文化財、土器などの出土品の破損をはじめ、被害情況の全般が把握された。国指定重要文化財の旧山邑家住宅（淀川製鋼迎賓館）は一部損壊し、市指定文化財の小阪家住宅は全壊した。これら指定物件以外でも、各所で数多くの歴史的建造物が倒壊し、本市の歴史的景観を担ってきた多くの文化遺産が一举に消滅した。その後、旧山邑家住宅については平成七年六月から平成十年三月にかけて修理工事が実施され、平成十年五月によく一般公開が再開されるに至った。また、全壊した小阪家住宅は、平成八年度に移築保存ができるよう解体調査が実施され、その部材は、再建を目的に市によって保管されている。

このように激震によって数多くの有形文化財に直接的な被害が及んだのに対して、埋蔵文化財は、展示品の損壊や整理箱の倒壊、混乱、破損を除くと、大きな被害は認められなかった。しかし、埋蔵文化財が包蔵される周

知の遺跡の範囲内では、多くの建物が倒壊し、また、ライフラインとなる道路やさまざまな埋設管が寸断されており、それらの復旧や復興に伴う土木・建設工事によって埋蔵文化財が急速に損壊を受けることが予測された。緊急事態にあつては、文化財保護法に基づき平常時に実施してきた工事着手前の発掘調査が被災した市民の生活の迅速な復旧・復興の障壁になることが懸念され、その対応は、本市にとって深刻な課題となつた。

このような状況下、文化庁による平成七年二月二十三日付の「復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取り扱いについて」(文化庁次長通知)に基づき、同年五月末までに着工する震災に伴う復旧工事に対して、文化財保護法に基づき届出および通知を要しない取り扱いを定める運用上の軽減措置がまずとられた。さらに、平成七年三月二十九日付の「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関する基本方針について」(文化庁次長通知)では、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財保護との整合性が示され、その適用期間を平成七年六月一日から平成十年五月三十一日までの三年間と定められた。その後、被災地の復興の進捗情況が勘案され、適用期間を二年間延長する措置が採られた。

県教育委員会は、この通知に基づき適用要領を整備し、さらに取り扱いマニュアルが県および関係市町との協議をもつて作成された。具体的には、地下に埋蔵文化財の存在が確認されていても、工事掘削深度が浅く、埋蔵文化財が直接損壊しない場合には、発掘調査を不要とする内容が盛り込まれた。その結果、埋蔵文化財の取り扱いは大きく軽減され、調査期間を短縮し、調査件数を減少させるのに有効なものとなつた。

発掘調査に伴う費用については、通常は、事業者による負担が原則で、発掘届出者が個人の場合のみ国庫補助

事業の対象となり、公費負担を適用していた。しかし、震災復興調査では、中・小企業が建設する共同住宅なども被災者の住宅対策とみなし、その建設についても国庫補助事業として適用し、調査費は、公費負担で対応することとした。さらに、震災復興調査を担当する専門職員の不足も大きな課題であったが、これについては自治省と文化庁が各自自治体との調整を図り、各府県・政令市から兵庫県に埋蔵文化財の専門職員が多数派遣されることとなった。そして、本市で対応できない発掘調査については、随時、県教育委員会に派遣職員の支援を依頼し、市内における発掘調査を迅速に遂行することができた。なお、本市の調査を支援した派遣職員は、平成七年度に八府県一名、平成八年度に二三府県二市五七名、平成九年度には九府県一名となっている。また、平成九年と十年の二年間は、全国からの支援は終了したが、県教育委員会の専門職員による支援を引き続き受け、五年間にわたる震災復興調査を乗り切ることができた。

このように、抜本的な方針を示し、財源・人員が確保され、実際に発掘調査を実施する体制が整備されるなか、本市における震災後の発掘調査については、平成七年六月にようやく工事に伴う確認調査が実施されている。そして、十月に入ると本格的な発掘調査が実施されるようになった。その後、平成十一年度までの五年間で、本発掘調査は九三件実施され、調査面積はおそらく二万平方メートルを超えるものと推測される。

震災後しばらくは、住宅の復興に伴う調査が大半を占めたが、平成八年度の末頃から、若宮地区住環境整備事業や芦屋西部第一地区および第二地区土地区画整理事業、都市計画道路山手幹線街路事業などの大型公共事業に伴う調査が動き出した。これらの事業は数か年の長期にわたり、その間、本市教育委員会が調査主体となって、



7-24 現地説明会

「災復興調査の成果」を開催し、三か年の震災復興調査で出土した資料を速報的に市民に公開し、調査の意義など普及啓発に努めた。

阪神・淡路大震災は、戦後の文化財保護行政にとっても全く未経験の被害に直面したが、本市は未曾有の災害に見舞われた深刻な状況においても、この土地に根づいた歴史や文化にとってかけがえのない証人となる歴史文化遺産を後世に少しでも残し、伝えるため尽力したのである。

会下山遺跡の国史跡指定をめざして 近年の大きな動きの一つに、県史跡の会下山遺跡に再び焦点をあて、国史跡指定に向けての事業を推進したことがあげられよう。会下山遺跡は、三条町に所在する弥生時代の高地性

随時発掘調査を実施した。なお、山手幹線街路事業については、調査量の多さから本市の調査体制で対応するのは非常に困難と考えられたことと、広域的なフェニックス計画の一環として位置づけられた経緯もあって、当該事業に伴う発掘調査を地方自治法に基づく自治体間の一部事務委任として位置づけ、調査主体を芦屋市教育委員会とし、調査機関として神戸市教育委員会が、平成十二から十八年の間、発掘調査を行なう方針をとった。

震災復興調査の成果は、できるだけ現地説明会（7・24）を開催し、市民に公開した。さらに、平成九年十一月三十日から十二月十日を会期として、市民センター展示場において、「最新発掘！考古学からみた芦屋展'95～'97震

集落として全国的に知られた存在である。昭和二十九（一九五四）年、市立山手中学校が裏山にあたる会下山に植物実習園を整備したことを契機として、作業を担った中学生が発見した。その後、昭和三十一年には、遺跡の内容を解明するため、市教育委員会が調査主体となつて発掘調査を実施し、以後、昭和三十六年までに六次の発掘調査を行なつた。これらの調査は、本市における初めての埋蔵文化財調査であり、今日まで行なわれてきた本市の数多くの発掘調査の原点に位置づけられる。その結果、竪穴住居跡や祭祀場跡をはじめ、弥生時代の集落を構成するさまざまな種類の遺構に恵まれ、土器や石器、鉄器、青銅器などの遺物も数多く出土した。水稲耕作



7-25 会下山遺跡の現状

を主たる生業としていた弥生文化の時代において山に立地する集落の存在は、それまでにほとんど知られておらず、眺望が良好な立地と合わせて、典型をなす高地性集落として、その後の歴史学界に大きな影響を与えた。昭和三十五年には、これら本遺跡の学術的価値が評価され、県史跡第一号に指定された。また、発掘調査には山手中学校の生徒も主力となつて参加したが、彼らはその後地域の文化財を調査・研究し、保護する青少年団体として「芦の芽グループ」を結成し、本市の文化財の保護に協力した。

発掘された遺構は、歴史教材園（7・25）として整備され、多くの市民や登山者の憩いの場として親しまれてきた。なお、昭和五十年から

は、芦屋ライオンズクラブを中心とする市民ボランティアによって、毎年欠かさず、草刈が行なわれ、今日に至っていることも見逃せない。

歳月が経過し、最初の発掘調査からちよど五十年目にあたる平成十八（二〇〇六）年には、その半世紀の歩みを記念して、「会下山から邪馬台国へ―高地性集落の謎と激動の弥生社会―」と題した歴史フォーラムを芦屋ルナ・ホールにおいて開催し、七〇〇名を超える市民が参加する盛況ぶりであった。この気運を受けて、国史跡指定に向けた動きが始まったといえる。

具体的な取り組みを整理すると、遺跡の分布範囲と内容について、現在の学問的水準で再検証するために調査指導委員会を設置し、平成十九から二十一年度にわたり三次の発掘調査を実施した。調査は、トレンチと呼ばれる小規模な試掘坑を設け、遺跡全体の様相を把握する方法をとったが、その結果、それまで遺跡の分布範囲と考えられてきた山頂や尾根部に限らず、山腹斜面からも遺構や遺物が確認された。これらの調査成果によって、本遺跡が昭和三十年代に想定されたような狭い瘠せ尾根上に竪穴住居が数棟営まれた小規模な集落ではなく、尾根筋の縁辺や斜面、山裾の緩傾斜地にまで広がる、長期間にわたって営まれた大型の集落という見直しが行なわれた意義は大きい。

本市では、この新知見に基づき本遺跡の学術的価値を改めて評価し、国史跡の指定に向けて平成二十二年七月に文部科学大臣に宛てて意見具申書を提出した。今後、国の文化審議会による審議が順調に進めば、本遺跡は平成二十二年度中に国史跡として指定される予定である。

会下山遺跡は、本市における埋蔵文化財の調査と保護、そして活用の原点である。今後、国史跡に指定されたあかつきには、本市における歴史文化遺産の中核として、あらためてその積極的な活用の方策が問われることになろう。